

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1373 (2026. 9.29)

教員の児童生徒に対する性暴力の予防

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| はじめに | 2 教員採用時の情報照会の仕組み |
| I 教員の児童生徒に対する性暴力の現状 | IV 研修・啓発、ルールの策定及び校内環境の整備の施策 |
| II 法整備等の経緯 | 1 研修・啓発 |
| 1 背景 | 2 ルールの策定 |
| 2 わいせつ教員対策法 | 3 校内環境の整備 |
| 3 こども性暴力防止法 | おわりに |
| III 教員採用時の予防策 | |
| 1 教員免許管理に関する施策 | |

キーワード：わいせつ教員対策法、こども性暴力防止法、児童生徒性暴力等、官報情報検索ツール、特定免許失効者管理システム、日本版 DBS

- 教員による児童生徒に対する性暴力の事案が問題とされる中で、令和 3 (2021) 年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」、令和 6 (2024) 年に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が制定された。
- 予防策の一つとして、教員採用時に過去の性暴力の処分歴・犯歴を参照することで当該歴がある者の採用を制限する仕組み(教員免許関連の仕組み・日本版 DBS)の整備が進められているが、確認対象者の人権や実効性の観点から課題もある。
- 教員及び児童生徒への研修・啓発、SNS 利用等に関するルールの策定、校内環境の整備等の施策も併せた総合的・多角的な予防策が求められる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

文教科学技術課 いそべ 磯部 ゆめ 結萌

第 1 3 7 3 号

はじめに

令和 7（2025）年、全国の小・中学校の教員らによるグループが女兒の盗撮画像等を SNS 上で共有していた事件（以下「共有事件」という。）が発覚し、大きな注目を集めた¹。グループの教員の一部は、勤務先の学校内でも児童生徒を盗撮するなどしていたとされる²。こうした性暴力行為は、被害を受けた児童生徒の尊厳と権利を侵害し、その心身に与える影響は甚大であり、決して許されるものではない。また、児童生徒を守り育てる立場にある教員による性暴力行為は、ごく一部の者による行為であっても、教員全体ひいては学校教育そのものへの信頼を揺るがしかねない。国は、教員による児童生徒への性暴力を防止するための法整備等を進めているが、事案の減少には至っていない状況にある。

本稿では、第Ⅰ章で教員による性暴力の現状を、第Ⅱ章でこれまでの法整備等の経緯を概観し、第Ⅲ章及び第Ⅳ章で教員による児童生徒に対する性暴力の予防策を整理する。第Ⅲ章では、いわゆる日本版 DBS の運用開始を令和 8（2026）年 12 月に控え、社会的関心が高まっていることに鑑み、教員採用時に過去の性暴力に関する処分歴・犯歴の情報照会を行う仕組み（日本版 DBS のほか、官報情報検索ツール及び特定免許失効者管理システム（以下「教員免許 DB」という。））を重点的に取り上げる。第Ⅳ章では、教員採用時以外の予防策として、研修・啓発、ルールの策定及び校内環境の整備に関する施策の概要を紹介する。

Ⅰ 教員の児童生徒に対する性暴力の現状

文部科学省が毎年度実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、令和 6（2024）年度に性犯罪・性暴力等により懲戒処分等（免職、停職、減給、戒告及び訓告等）を受けた公立学校の教員は 281 人（全在職者の 0.03%）、そのうち 18 歳未満の者に対する性的行為等の児童生徒性暴力等で処分を受けた者は 134 人（全在職者の 0.01%）であった³。令和元（2019）年度以降、性犯罪・性暴力等で処分を受けた人数は年間 200 人以上、そのうち児童生徒性暴力等で処分を受けた人数は 90 人以上で推移している（図 1）。

令和 6（2024）年度に児童生徒性暴力等で処分を受けた者の具体的な行為は、性交（38 人）、盗撮・のぞき（34 人）、体に触る（31 人）、接吻（18 人）の順に多い。処分を受けた者の年齢層は、20 代（57 人）が最多であるが、30 代、40 代及び 50 代以上の全ての年齢層が含まれる⁴。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 9 月 9 日である。

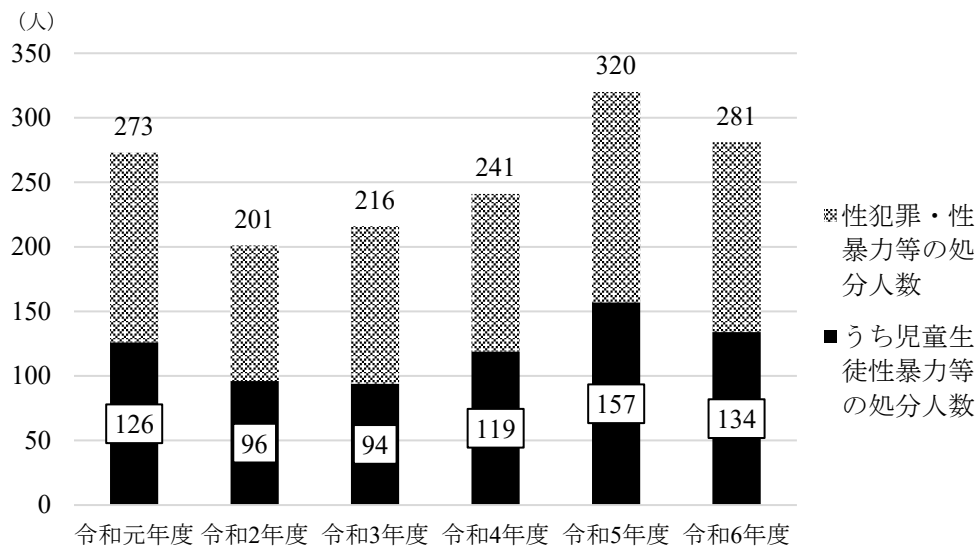
¹ 「「逮捕のたび不安に」「秘密共有 喜び」盗撮共有グループ 教員全員摘発」『朝日新聞』2025.11.8.

² 「「備品のデジカメ使った」 女児盗撮容疑者 学校だより作成担当」『朝日新聞』2025.6.28; 「児童盗撮 教諭ら 2 人有罪 初の判決 「立場を悪用 悪質」」『読売新聞』2026.3.20; 「葉山町教委「深くおわび」盗撮画像共有 元教員に実刑判決」『朝日新聞』（横浜川崎版）2026.4.15; 「女児盗撮 元教諭に懲役 8 年判決」『朝日新聞』2026.6.16.

³ 「2-5-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（令和 6 年度）」文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」<https://www.mext.go.jp/content/20251217-mxt_syoto01-000046407_36.pdf>

⁴ 同上

図1 性犯罪・性暴力等に係る公立学校教職員の懲戒処分等の状況（令和元～6（2019～2024）年度）



（注1）「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力（不同意性交、不同意わいせつ、児童ポルノ法違反、公然わいせつ、買春、痴漢、不適切な身体接触等）及びセクシュアル・ハラスメントのほか、児童生徒性暴力等をいう。「児童生徒性暴力等」とは、令和4（2022）年度以降は「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為を、令和3（2021）年度以前は性犯罪・性暴力のうち児童生徒等に対する行為をいう。

（注2）令和2（2020）年度以降については、幼稚園の教育職員を含む。

（出典）各年度の文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1318889.htm>を基に筆者作成。

Ⅱ 法整備等の経緯

1 背景

教員による性暴力事案の認知件数の増加⁵や、過去に性暴力事案で懲戒処分を受けた教員が処分歴を隠して別の採用権者に採用され、再び事件を起こす事例が各地で発生した⁶ことをきっかけに、教員による性暴力の防止に向けた検討が進められた。教員による性暴力事案の増加自体は以前から指摘されてきたが⁷、近年は、特に、①懲戒免職等の処分を受け教員免許が失効等した者であっても3年間の欠格期間後には免許を再取得できること、②他県における教員の処分情報の把握が難しいことが問題視された⁸。②への対応の1つとして、平成30（2018）年、文部科学省は教員採用権者に対して、官報に公告された教員免許の失効等の情報を検索・確認できる「官報情報検索ツール」（Ⅲ2（1）にて後述）の提供を開始した。

⁵ 教員の性犯罪・性暴力等での懲戒処分等の件数及び性犯罪での検挙率には増加傾向が見られるとされるが、性暴力に対する社会の目線が厳しくなったことや処分基準の厳格化等が件数の増加に影響している可能性もあり、実際に教員による性暴力事案が増えているのかについては慎重な検討が必要であるとされる（「教員の性犯罪は増えているのか？ データを分析してみると…」『教育新聞』（電子版）2025.11.13；吉田浩一「教職員の性犯罪・性暴力等懲戒事案の推移—文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」10年の俯瞰—」『九州女子大学紀要』60巻2号，2024，pp.25-36。<<https://kyujyo.repo.nii.ac.jp/records/2000030>>）。

⁶ 「わいせつ 過去に懲戒の教員 処分歴隠し再発 相次ぐ」『日本経済新聞』（大阪版）2017.11.28，夕刊。

⁷ 藤井誠二「急増セクハラ教師！ わが子をどう守る」『現代』25巻8号，1991.7，pp.246-253；速水由紀子「性犯罪にはまるトンデモ教師の恐怖」『AERA』419号，1996.3.4，pp.68-69。

⁸ 第193回国会衆議院予算委員会第四分科会議録第1号 平成29年2月22日 pp.19-21；「繰り返された事案 教員処分歴、「停職以下」共有できず 個人情報の壁」『毎日新聞』2017.6.26；「教員わいせつ行為 難しい対策」『朝日新聞』2020.9.29。

2 わいせつ教員対策法

①への対応として、文部科学省は、「教育職員免許法」（昭和 24 年法律第 147 号）を改正し、児童生徒等への性暴力行為で教員免許が失効等した者の欠格期間を実質的に無期限に延長する方向で検討を行っていた。しかし、令和 2（2020）年 12 月、萩生田光一文部科学大臣（当時）は、法制上の課題があるとして、令和 3（2021）年通常国会への内閣提出法案の提出を見送る旨を表明した⁹。政府による法案提出の見送りを受けて、同年 5 月、議員立法で法律案が国会に提出され、同月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「わいせつ教員対策法」という。他の略称として「教員による児童生徒性暴力防止法」「教員による性暴力防止法」等がある。）が成立した。同法の施行日は、令和 4（2022）年 4 月 1 日である¹⁰。

わいせつ教員対策法は、下表のとおり児童生徒性暴力等を定義し、教員¹¹が児童生徒性暴力等をしてはならないとした。その上で、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許が失効等になった者（特定免許状失効者等）について、都道府県教育委員会（以下「教委」という。）に教員免許の再授与の裁量的拒否権が与えられた（Ⅲ1（2）にて後述）。また、特定免許状失効者等に関するデータベースを国が整備し、教員の採用権者にその活用を義務付けるとした（Ⅲ2（2）にて後述）。さらに、文部科学大臣は関連施策を総合的・効果的に推進するための基本的な指針を作成するとされたところ、令和 4（2022）年 3 月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）¹²が策定された。

表 わいせつ教員対策法に定義されている児童生徒性暴力等の類型（第 2 条第 3 項）

- | |
|---|
| <p>①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること</p> <p>②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること</p> <p>③刑法第 182 条（面会要求等）、児童買春・ポルノ禁止法又は性的姿態撮影等処罰法違反の行為</p> <p>④痴漢行為又は盗撮行為</p> <p>⑤児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント</p> <p>※「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒又はその他の 18 歳未満の者をいう。</p> <p>※刑事罰とならない行為も含む。児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。</p> |
|---|

（出典）「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）概要」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_04.pdf> 等を基に筆者作成。

わいせつ教員対策法の附則には、施行後 3 年を目途とした見直し規定が置かれている。これ

⁹ 「令和 2 年 12 月 25 日（金）萩生田文部科学大臣の閣議後記者会見における冒頭発言（抜粋）」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/210702-mxt_kyoikujinzai01-100000009_8.pdf> 欠格期間を無期限に延長する案の主な課題として、刑の執行終了等から最長 10 年で刑の言渡しの効力が失われると定める刑法（明治 40 年法律第 45 号）との整合性が取れない点を挙げている。また、「小児性愛」の診断を受けた者に免許の授与を行わないことも検討したが、診断基準が確立されていないため欠格事由として規定できないとした。保育士等の他資格との公平性や、免許の再取得を永久に制限することで憲法上の「職業選択の自由」に抵触する可能性があることを指摘する声もあったとされる（「わいせつ教員対策 新法議論 再免許阻止 高い壁」『読売新聞』2021.3.2.）。

¹⁰ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（令和 4 年 1 月 19 日政令第 22 号）

¹¹ 教育職員免許法第 2 条第 1 項に規定する教諭等に加えて、校長等の管理職、実習助手及び寄宿舎指導員。

¹² 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定、令和 5 年 7 月 13 日改訂、令和 8 年 4 月 24 日改訂）文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kyoikujinzai02-000011979_03.pdf>

に基づき、令和 7（2025）年度に基本指針の改訂作業が行われ、令和 8（2026）年 4 月に改訂版が公開された。共有事件（「はじめに」参照）を念頭に、児童生徒性暴力等を行った教員の懲戒処分 の 厳格化や盗撮防止の観点から追記が行われた（Ⅲ2（4）、Ⅳ2 及び 3 にて後述）¹³。

3 こども性暴力防止法

教員のほか、保育士やベビーシッター等による子どもに対する性犯罪・性暴力の事案¹⁴も社会的注目を集める中で、英国の前歴開示・前歴者就業制限機構（Disclosure and Barring Service: DBS）によるチェック制度¹⁵と類似の仕組みの導入を求める声が上がった¹⁶。わいせつ教員対策法案に対する参議院文教科学委員会の附帯決議においても、英国の DBS も参考にして、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討が必要とされた¹⁷。

こども家庭庁創設に関する令和 3（2021）年 12 月の閣議決定「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、こども家庭庁の主な業務として「日本版 DBS」の導入に向けた検討が明記された¹⁸。その後、こども家庭庁の有識者会議での議論等を経て、令和 6（2024）年 6 月、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）が成立した。同法の施行日は、令和 8（2026）年 12 月 25 日である¹⁹。

こども性暴力防止法は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられている。その上で、求められる措置の一つとして、教員等の特定性犯罪の犯歴の確認が規定された（Ⅲ2（3）にて後述）。

文部科学省の所管であるわいせつ教員対策法は、学校の教員による児童生徒性暴力等の防止等を目的とし、施策の一つとして、教員免許の失効等の情報を採用時に活用する仕組みを整備する。それに対し、こども家庭庁所管のこども性暴力防止法は、学校に加え、児童福祉施設や民間教育保育等事業者（学習塾、認可外保育所、学童保育等）の職員による児童等への性暴力の防止等を目的とし、特定性犯罪の犯歴情報を採用時に活用する仕組みを整備するものである。

Ⅲ 教員採用時の予防策

本章では、教員の採用に際して過去の性暴力・性犯罪歴を参照することで、当該歴がある者

¹³ 「性加害の教員 懲戒免職 指針改定 「原則」削除」『読売新聞』2026.4.25.

¹⁴ 「わいせつ容疑、元シッター逮捕 サイトで紹介」『毎日新聞』2020.6.13.

¹⁵ 英国の DBS チェック制度は、DBS が求職者の犯歴等の情報を確認し、証明書を発行する仕組みである。特に、子どもと接する職業等のうち法に規定されている規制対象活動の場合、犯歴等に加えて、DBS が作成した子どもと接する職業等に従事できない者のリストへの掲載の有無を含めたチェックが行われる（中里孝「こども政策をめぐる動向と課題—こども家庭庁創設を契機として—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1244 号, 2023.10.3, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/12998744>>）。

¹⁶ 「教員らの性犯罪 防ぐ求職制度 「無犯罪」証明する DBS 日本版求める声」『朝日新聞』2020.12.21.

¹⁷ 第 204 回国会参議院文教科学委員会会議録第 15 号 令和 3 年 5 月 27 日 pp.7-8.

¹⁸ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針—こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設—」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）p.11. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/620d14c0/20211221_policies_kihon_housin_01.pdf>

¹⁹ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年 12 月 24 日政令第 439 号）

の採用を制限し、新たな事案の発生を予防することを目的とした施策を取り上げる。

1 教員免許管理に関する施策

教育職員免許法は、学校の教員²⁰は教員免許を有する者でなければならないと規定している。教員免許の授与・管理の事務は、都道府県教委が行う。教員免許の授与を希望する者は、都道府県教委に申請を行い、必要な要件がそろっている場合に授与が行われる²¹。

(1) 懲戒免職等による教員免許の失効と官報への公示

教育職員免許法は、教員が懲戒免職・懲戒解雇となったとき、教員免許は失効等する²²と規定している。教員免許が失効等した場合、都道府県教委は官報に公告しなければならない。公告の際には、氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、免許状の番号、失効等年月日、失効等の事由に加えて、失効等の事由について懲戒免職・懲戒解雇であるときは、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日分以降、失効等の理由の別が公示される。理由の別は、①わいせつ教員対策法第 2 条第 3 項に規定する児童生徒性暴力等、②わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（①に該当するものを除く。）、③交通法規違反又は交通事故、④教員の職務に関し行った非違（①～③に該当するものを除く。）、⑤①～④以外の理由のいずれかである²³。

(2) 児童生徒性暴力等を行った者への教員免許再授与の制限

教員免許が失効等になった場合、教育職員免許法の規定により、失効等の日から 3 年が経過するまで（拘禁刑以上の刑に処せられた場合は刑の執行終了等から 10 年が経過するまで）は欠格期間となり、免許は再授与されない。これに加えて、わいせつ教員対策法第 22 条の規定により、児童生徒性暴力等を行ったことで免許が失効等になった者への免許の再授与については、欠格期間経過後においても、都道府県教委に裁量的拒否権が与えられた。再授与を行う場合、原則として都道府県教育職員免許状再授与審査会²⁴の全会一致の賛成を得る必要がある²⁵。文部科学省は、「児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当」としている²⁶。

²⁰ 主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師。

²¹ 教員免許制度研究会『教員免許制度の仕組みと実務—教職課程から新教員研修制度まで—』第一法規, 2023, p.20.

²² 失効は公立学校の教員の場合。国立学校の教員が懲戒解雇の処分を受けた場合、その学校が附属する国立大学の学長がその旨を免許管理者である都道府県教委に通知する。私立学校の教員が懲戒解雇の処分を受けた場合、学校設置者がその旨を都道府県知事に報告し、知事が都道府県教委に通知する。その際、懲戒解雇の理由が児童生徒性暴力等を行ったことであった場合、その旨を添えて通知・報告しなければならない。通知を受けた都道府県教委は、その懲戒解雇の事由が公立学校の教員の懲戒免職の事由に相当することが認められるとき、その免許状を取り上げなければならないとされる（同上, pp.108-109.）。

²³ 教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 74 条の 2；文部省教職員課教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック 1（法令・解説編）』第一法規出版, 1990-, pp.401-406, 412-415.

²⁴ わいせつ教員対策法第 23 条第 1 項において、特定免許失効者等への教員免許の再授与に関し、意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教委に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置くとされている。審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成される（「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12), pp.30-33.）。

²⁵ 教員免許制度研究会 前掲注(21), pp.112-113.

²⁶ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12), pp.28-29.

2 教員採用時の情報照会の仕組み

以下では、官報情報検索ツール、教員免許 DB 及び日本版 DBS を取り上げる。巻末の別表においても、各仕組みの比較を掲載している。

(1) 官報情報検索ツール

官報情報検索ツールは、官報に公告された教員免許の失効等の情報を、各採用権者が氏名で検索・確認することのできる電子ファイルである。平成 30（2018）年 7 月に文部科学省が提供を開始し、年 4 回データを更新している。使用を希望する教員採用権者は、文部科学省から年 4 回、検索ツールを受領する。採用候補者の氏名を検索ツールで検索し、該当があった場合のみ当該者に係る教員免許失効等の情報（失効等の理由の別を含む（III1（1）参照）。）が表示される仕組みとなっている。提供開始当初は、検索可能な失効等の情報の期間が 3 年間であったが、令和 2（2020）年 10 月に 5 年間に、令和 3（2021）年 2 月に 40 年間に拡充された²⁷。

(2) 教員免許 DB

教員免許 DB は、都道府県教委が入力した児童生徒性暴力等を行ったことにより免許が失効等になった者（特定免許失効者等）の情報を、教員の採用権者が検索・閲覧できるデータベースである。わいせつ教員対策法に基づいて国が整備し、令和 5（2023）年 4 月から稼働している。特定免許失効者等について、官報に公告された教員免許の失効等の情報に加えて、失効等の原因となった児童生徒性暴力等の類型（II2 表参照）も掲載されている。他方で、掲載されるのは特定免許失効者等に関する情報に限られ、例えば成人に対するわいせつ行為で免許が失効等した者の情報は掲載されていない。

基本指針では、都道府県教委は、官報への公告を待つことなく²⁸、失効等の効力が発生した日の翌営業日までに特定免許失効者等の情報を教員免許 DB に記録するとされている。また、わいせつ教員対策法第 7 条の規定により、教員の採用権者は、教員を任命・雇用しようとするとき、教員免許 DB を活用することが義務付けられている。文部科学省に利用登録を行った採用権者が、データベースを検索・閲覧する形で利用できる。教員免許 DB に記録される情報の期間は当面少なくとも 40 年間とされており、教員免許 DB 稼働前の特定免許失効者等に当たる者の情報も記録するものとされている²⁹。

(3) 日本版 DBS

こども性暴力防止法は、学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者（以下、本節では「事業者」という。）に対し、児童等に接する業務の従事者を対象業務に従事させる前に、

²⁷ 「官報情報検索ツールについて（概要）」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_03.pdf>; 「官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について（依頼）」（2 教教人第 28 号）2020.10.30. 同 <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1420067_00003.htm>; 「「官報情報検索ツール」の検索可能期間の大幅延長等」同 <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html>

²⁸ 被害者の特定を防ぐために教委が官報での公告を遅らせる事例が確認されている（読売新聞取材班『わいせつ教員の闇—教育現場で何が起きているのか—』中央公論新社、2022、pp.94-98.）。

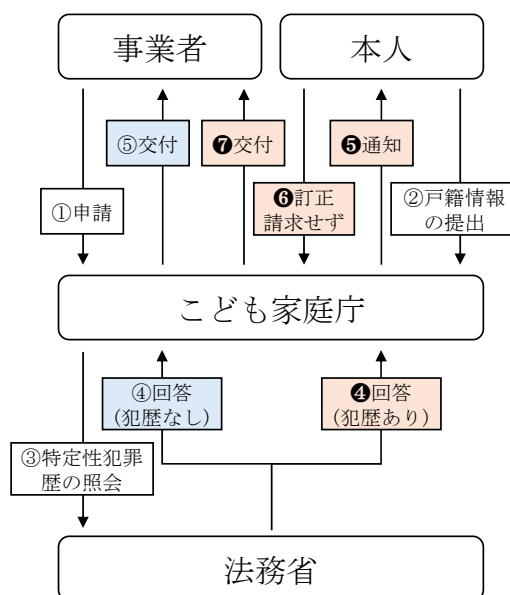
²⁹ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12)、pp.24-27; 「特定免許失効者管理システム（特定免許失効者等に関するデータベース）」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html>

特定性犯罪の犯歴の有無の確認を義務付けている³⁰。本稿では、社会的に広く定着しており、政府文書でも用いられている表現であること³¹に鑑み、当該確認制度を「日本版 DBS」と呼称する。制度開始日は、こども性暴力防止法施行日の令和 8（2026）年 12 月 25 日である。

確認対象となる者は、児童等との関係で、支配性（非対称の力関係がある中で支配的・優越的立場に立つこと）、継続性（継続的に密接な人間関係を持つこと）、閉鎖性（他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）の 3 要件を満たす業務に従事する者である。学校では、教員のほか、スクールカウンセラーや部活動指導員等も対象とされる。制度開始後、新規採用の内定者及び現職者の確認が行われ、その後も最終確認日から一定年が経過するごとに再度確認が行われる³²。犯歴の確認対象となる「特定性犯罪」には、法律上で刑事罰が定められた行為（不同意わいせつ、児童ポルノ所持、性的姿態等撮影等）のほか条例違反行為（痴漢、のぞき等）も含まれる。また、児童等に対する犯罪のほか成人に対する犯罪も対象となる。犯歴確認の対象となる期間は、①拘禁刑（服役）の場合は執行終了等から 20 年、②拘禁刑（執行猶予）の場合は裁判確定日から 10 年、③罰金刑の場合は執行終了等から 10 年とされる³³。

日本版 DBS における犯歴確認の流れは図 2 のとおりである。事業者は、内定後の教員等について、児童等に接する業務に従事させる前に、こども家庭庁に対して犯罪事実確認書の交付を申請する。必要書類のうち戸籍情報は、確認対象者本人が提出する。申請を受けたこども家庭庁は、法務省に対して特定性犯罪歴を照会する。確認対象者に犯歴がない場合、こども家庭庁はその旨を記した犯罪事実確認書を事業者に交付する。従事予定者に犯歴がある場合、まず確認対象者本人に通知される。本人は、通知後の訂正請求期間（2 週間）において、訂正請求又は内定の辞退等が可能である。訂正請求をせずに 2 週間が経過した場合、こども家庭庁は犯歴がある旨を記した犯罪事実確認書を事業者に交付する。訂正請求期間に本人が内定辞退等をした場合、申請は却下となり、犯罪事実確認書は事業者に交付されない³⁴。

図 2 特定性犯罪歴確認の流れ



（出典）こども家庭庁「こども性暴力防止法施行ガイドライン」2026.1, p.161. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/3414a8af/20260210_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_42.pdf> を基に筆者作成。

³⁰ 学習塾等の民間教育保育等事業者については、任意で内閣総理大臣の認定を受けることができ、認定を受けた場合は、特定性犯罪の犯歴の確認が学校設置者等と同様に義務付けられる（こども性暴力防止法第 19 条、第 26 条）。過去に講師が教え子を盗撮する事例があった学習塾業界では、大手各社が認定を受ける方針を示すとともに、教室への防犯カメラの設置等の対策を進めている（「日本版 DBS 塾など申請へ」『日本経済新聞』2025.12.27.）。一方で、認定を受けるには指導者が 3 人以上等の要件を満たす必要があるため、個人経営等の小規模事業者は対象になりづらいなどの課題もある（「個人教室で娘が性被害 気づけなかった」『朝日新聞』2026.2.27.）。

³¹ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針—こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設—」前掲注（18）等。

³² こども家庭庁「こども性暴力防止法施行ガイドライン」2026.1, pp.39-47, 162-168. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/3414a8af/20260210_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_42.pdf>

³³ 同上, pp.25-35.

³⁴ 同上, pp.177-203.

確認対象者に特定性犯罪の犯歴が確認された場合、原則、事業者には当該者を対象業務に従事させないことが求められる。新規採用の内定者については内定取消し等を、現職者については対象業務以外への配置転換等を行うことが考えられるとされる³⁵。

(4) 教員の採用における情報照会の仕組みに関する課題

(i) 確認対象者の権利に関する課題

(a) 職業選択の自由・営業の自由

憲法第 22 条は職業選択の自由を保障するとともに、選択した職業に継続して従事する自由として、営業の自由も保障すると考えられている³⁶。教員の採用に係る情報照会の仕組みは、過去の性暴力によって、教員免許の失効等の処分（官報情報検索ツール・教員免許 DB）又は刑事罰（日本版 DBS）を受けた者に対して、一定の業種について就業を事実上制限して、職業選択の自由及び営業の自由を制約することになり得る³⁷。さらに、刑法第 34 条の 2 は、刑の執行終了等から最長 10 年で刑の言渡しの効力が失われると定めているところ（刑の消滅）、それを超える期間の記録が参照されて就業が制限されることを問題視する意見もある³⁸。一方で、いずれの仕組みも、対象者に処分歴・犯歴が確認された場合においても、採用や業務への従事を直ちに禁止するわけではなく、処分歴・犯歴は採用等を判断するに当たっての参考情報という位置付けであり、直接的に就職を禁じる規制と比較すれば人権に対する制約は相対的に緩やかとの指摘もある³⁹。

(b) プライバシー権

個人の犯歴は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に定める「要配慮個人情報」の 1 つである。日本版 DBS は確認対象者の犯歴を民間を含む事業者提供に提供するものであり、情報の取扱いには格別の慎重さが求められる⁴⁰。この点、日本版 DBS の制度設計（情報提供への本人同意の仕組み、犯歴の確認対象期間、情報漏洩防止策等）がプライバシー権との関係で十分かについては議論がある⁴¹。また、犯歴と同列に論じることができないが、官報情報検索ツール・教員免許 DB は性暴力に係る処分歴という似た性質の情報を扱うものであり、プライバシー権との関係が同様に問題となり得る⁴²。

³⁵ 同上, pp.215-229.

³⁶ 木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール 憲法 第 2 版』日本評論社, 2019, pp.281-282.

³⁷ 読売新聞取材班 前掲注(28), pp.144-146; 「「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書」2023.9.12, p.4. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ca93f71a-0656-41d3-a944-c080c2e10ace/2672b986/20230912_councils_kodomokanren-jujisha_houkokusho_01.pdf>

³⁸ 読売新聞取材班 同上; 園田寿「日本版 DBS 創設に危惧 子どもを性犯罪から守ることに異論はないが、問題は山積みだ」2024.6.19. 朝日新聞 GLOBE+ウェブサイト <<https://globe.asahi.com/article/15303946>>; 石塚伸一「刑事法学からみた日本版 DBS—不適切にもほどがある—」『法律時報』1203 号, 2024.6, pp.1-3.

³⁹ 神吉知郁子「性犯罪歴の確認と労働契約の締結・変更・解消—労働法の視点から—」『ジュリスト』1604 号, 2024.12, pp.60-63.

⁴⁰ 水谷英嗣郎「憲法上の論点から見る日本版 DBS」『法学教室』530 号, 2024.11, p.39.

⁴¹ 同上, pp.36-41; 曾我部真裕「日本版 DBS 法の憲法問題—プライバシーの視点から—」『ジュリスト』1604 号, 2024.12, pp.54-59; 高平奇恵「日本版 DBS の課題と展望」『法学セミナー』830 号, 2024.3, pp.57-58; 嶋貫真人「日本版 DBS 法の導入をめぐる課題」『人間関係学研究』27 号, 2026, pp.77-79.

⁴² 坂田仰「教員による児童生徒性暴力防止法の検討—実効性の確保に向けて—」『スクール・コンプライアンス研究』13 号, 2025, pp.24-25.

（ii）実効性に関する課題

法務省法務総合研究所の調査によれば、性犯罪の5年以内再犯率は13.9%である⁴³。また、性犯罪に係る検挙者のうち性犯罪前科者の割合は、9.6%である⁴⁴。教員の採用における情報照会の仕組みは、初犯の防止には直接的には寄与せず、再犯対策を目的としているが、ここで示したような性犯罪の再犯率は、他の罪名と比較して高いとは言えないとされる⁴⁵。

また、犯歴に関して、性被害の訴えがあっても起訴猶予になる事例又は嫌疑不十分や示談等で不起訴になる事例があり、その場合は日本版 DBS に記録が残らない⁴⁶。加えて、下着窃盗、ストーカー、体液の付着による器物損壊等の犯罪は、性犯罪に分類され得るが、日本版 DBS で犯歴の確認対象となる「特定性犯罪」には含まれていない⁴⁷。

教員免許の関連では、各教委の懲戒処分基準には揺れ幅が存在することが指摘されており、児童生徒性暴力等に当たる行為を行ったにもかかわらず、懲戒免職ではなく停職等の処分にとどまる事例も過去には確認されている⁴⁸。また、私立学校については、嫌疑を受けた教員が懲戒解雇となる前に自主退職する事例が見られるとされる⁴⁹。懲戒免職・懲戒解雇に伴う免許の失効等以外の場合、教員免許 DB や官報情報検索ツールに記録は残らない。ただし、文部科学省は、令和8（2026）年4月の基本指針の改訂によって、教員による児童生徒性暴力があった場合に原則として懲戒免職とするとしていた部分の「原則として」の文言を削除した⁵⁰。各教委も処分規定の見直しで厳格化の姿勢を強めているとされる⁵¹。

このように、過去に特定の性犯罪・性暴力を行った者の情報を管理・確認し、教育現場から事実上排除しても、効果は低いとする指摘がある。なお、令和6（2024）年度に児童生徒性暴力等により懲戒処分等を受けた教員134人のうち、過去に性犯罪・性暴力等に係る処分等の履歴があったのは1人のみであった⁵²。児童生徒への性暴力等を防止するためには、採用時の情報照会のみに頼るのではなく、校内の死角の除去やルール整備等の学校等が常日頃行う対策（第

⁴³ 平成20（2008）年7月1日から平成21（2009）年6月30日の期間に性犯罪（刑法犯及び条例違反）による有罪確定した者のうち5年以内に再び性犯罪に及び有罪確定した者の割合（「性犯罪等に関する資料」（こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議（第1回）資料7）2023.6.27、資料番号11、こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/aceeb993-95c7-4465-9db7-3753b9e6694b/dc264bdc/20230627_councils_kodomokanren-jujisha_%20x2UksA0k_07.pdf>）。

⁴⁴ 平成21（2009）年から令和3（2021）年までの20歳以上の性犯罪に係る検挙者のうち性犯罪前科者の割合の平均（同上、資料番号6）。

⁴⁵ 水谷 前掲注(40), p.39; 高平 前掲注(41), p.58.

⁴⁶ 星あづさ「日本版 DBS とは何か」『教職研修』627号, 2024.11, p.91; 藤本哲也「「日本版 DBS 法」（こども性暴力防止法）について」『戸籍時報』864号, 2025.3, p.88.

⁴⁷ 「日本版 DBS 「ストーカーや下着窃盗も対象に」 3万筆超の署名提出」『朝日新聞デジタル』2024.5.21; 「身体接触なしの性加害も日本版 DBS の対象に 関係団体が要望」『教育新聞』（電子版）2025.8.25. こども性暴力防止法案に対する衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会及び参議院内閣委員会の附帯決議には、特定性犯罪の範囲を下着窃盗やストーカー行為等にも拡大すること、示談等により不起訴とされた場合等も対象に含めることを検討すること等が盛り込まれている（第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第20号 令和6年5月22日 pp.15-16; 第213回国会参議院内閣委員会会議録第22号 令和6年6月18日 pp.29-30.）。

⁴⁸ 山田知代「教員による児童生徒性暴力等を巡る教育委員会の対応—懲戒処分基準の動向から—」『スクール・コンプライアンス研究』13号, 2025, pp.29-39; 読売新聞取材班 前掲注(28), pp.99-106.

⁴⁹ 読売新聞取材班 同上, pp.119-123. 民法（明治29年法律第89号）第627条に基づき、退職届の提出から2週間が経過すれば退職が認められる。

⁵⁰ 「「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行後3年見直しについて」p.7. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kyoikujinzai02-000011979_02.pdf>

⁵¹ 「学校での性暴力 防ぐには 厳罰化 例外なく「免職」」『朝日新聞』（東京版）2026.6.6.

⁵² 「2-5-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（令和6年度）」前掲注(3)

IV章にて後述) や、相談や疑いが生じた際の対応等が重要との指摘がある⁵³。

(iii) 事務負担に関する課題

令和 7 (2025) 年の文部科学省の調査によれば、約 7 割の教員採用権者が、教員免許 DB を正しく活用できていなかったことが判明している。その理由としては、活用すべき対象を正しく理解していなかったこと、活用が義務であることを認識していなかったこと、活用方法がよく分からなかったこと、業務の都合(繁忙等)等が挙げられていた⁵⁴。

日本版 DBS については、国のガイドラインの内容が大部かつ複雑なことや制度開始時の確認対象人数が膨大なことから、制度開始後に事務作業に大きな負担が生じることを懸念する声が聞かれる⁵⁵。また、確認の結果、確認対象者に特定性犯罪の犯歴が確認された場合、代替人員の確保に係る負担も課題となる⁵⁶。

さらに、日本版 DBS の制度開始後、教員の採用権者には教員免許 DB 及び日本版 DBS の両方の使用が義務付けられることとなり、また任意ではあるものの文部科学省は官報情報検索ツールを活用することも重要としている⁵⁷。国は、教員免許 DB と日本版 DBS のログイン方法をマイナンバーカードを用いた方式に統一するなど連携の取組を進めているが⁵⁸、複数のシステムを併用することで作業が増加・複雑化し、適切な情報照会が妨げられるおそれがあるとの指摘がある⁵⁹。

IV 研修・啓発、ルールの策定及び校内環境の整備の施策

1 研修・啓発

(1) 教員等への研修・啓発

わいせつ教員対策法は、国及び地方公共団体は、教員に対して児童生徒性暴力防止等に関する研修及び啓発を行うものとするとして規定しており(第 13 条第 1 項)、文部科学省は、同法の理解や当事者意識の醸成等に関する研修用動画を作成・提供している⁶⁰。令和 7 (2025) 年 10 月には、実際に教員が児童生徒性暴力等で逮捕された事例を多く盛り込んだ警察庁作成の研修教材も公開した⁶¹。こども性暴力防止法は、学校設置者等は、児童等への性暴力の防止に関する研修を教員等に受講させなければならないと規定しており(第 8 条)、同法の施行ガイドライン

⁵³ 磯谷文明「学校等における性暴力の防止対策—実務の視点から—」『ジュリスト』1604 号, 2024.12, pp.72-77; 今西洋介「(多様化する子どもの性被害) 第 9 回 日本版 DBS と学校環境整備」『教育新聞』(電子版) 2026.6.17.

⁵⁴ 「令和 7 年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20251222-mxt_kyoikujinzai02-000011979_4.pdf>

⁵⁵ 「性犯罪歴確認 対象 280 万人 膨大な作業、現場に戸惑い」『読売新聞』2026.7.9.

⁵⁶ 「日本版 DBS 教育現場、運用に課題」『毎日新聞』2025.12.23.

⁵⁷ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12), p.27.

⁵⁸ 「(案) こども性暴力防止法の施行に向けた基本方針」(こども性暴力防止法施行準備委員会(第 4 回)資料 1) 2026.7.17. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03758518-20eb-4064-bceb-a2472e4a680a/a487fa22/20260717_councils_koseibo-preparation-committee_04_01.pdf>

⁵⁹ 第 219 回国会参議院文教科学委員会会議録第 2 号 令和 7 年 11 月 20 日 pp.14-16; 『毎日新聞』前掲注(56)

⁶⁰ 「児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画」2023.3.29. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html>

⁶¹ 警察庁生活安全局「児童生徒への性暴力防止のために—その行為が人生を壊します—」2025.10. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20251107-mxt_syoto01-000011979_01.pdf>

によれば、原則として児童等に接する業務に従事する前に、座学と演習を組み合わせたものを受講させる必要がある⁶²。こども家庭庁が関連する研修教材を作成・提供している⁶³。教員の多忙が指摘される中で、研修の機会を確保し、問題意識の徹底を図ることが課題とされる⁶⁴。

また、わいせつ教員対策法では、教職課程を有する大学は、履修する学生が児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための措置を講ずるものとする規定されている（第13条第3項）。しかし、令和7（2025）年度の文部科学省の調査では、教職課程を有する大学のうち14%が同法の内容等を取り扱っていないことが判明した。これを受けて、令和8（2026）年5月、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において教職課程認定基準の改正案が了承され、教職課程を有する全ての大学に対して当該内容の実施の義務が明記されることとなった⁶⁵。

（2）児童生徒への啓発

特に子どもに対する性暴力事案は、被害者が被害を受けても認識できない又は認識しても訴え出ることができない事例が多いとされる⁶⁶。したがって、児童生徒への性暴力を防止し、事案が発生した場合においても迅速・適切な対応を行うためには、児童生徒への性教育が必要との指摘がある⁶⁷。

わいせつ教員対策法は、国、地方公共団体、学校設置者及び学校は、児童生徒等に対して、教員による児童生徒性暴力等により自己の身体が侵害されることがあってはならないこと等について周知徹底を図らなければならないとしている（第14条）。基本指針は、児童生徒等が被害を予防できるよう、「生命（いのち）の安全教育」の普及を図るとしている⁶⁸。生命（いのち）の安全教育は、令和3（2021）年、性犯罪・性暴力対策の一環として、内閣府と文部科学省が連携して教材等を作成したものであり、子どもたちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないことを目的としている⁶⁹。生命（いのち）の安全教育については、性暴力の防止を教育テーマとして国が推進し始めたことを評価する声⁷⁰がある一方で、文部科学省は同教育を「性教育」とは位置付けておらず⁷¹、性暴力の前提となる性行為に関する内容が含まれないことを問題視する意見がある⁷²。また、令和5（2023）年の文部科学省の調査によれば、同省作成の「生命（い

⁶² こども家庭庁 前掲注(32), pp.122-124.

⁶³ 「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」こども家庭庁ウェブサイト <<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya>>

⁶⁴ 「わいせつ教員根絶 意識に課題」『読売新聞』2023.5.3.

⁶⁵ 「教職課程認定基準（改正案）」（平成13年7月19日教員養成部会決定）（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（第159回）資料2-1）2026.5.28, p.11. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/2026_0528-kyoikushokuin-000050207_2-1.pdf>

⁶⁶ 駒崎弘樹「小児性暴力から子どもが守られる仕組み、日本版 DBS への展望」末富芳ほか監修、末富芳編『子ども若者の権利とこども基本法』明石書店, 2023, pp.145-152.

⁶⁷ 「性教育 学校で温度差 子どもを守るため実施 指導要領になく二の足」『毎日新聞』2026.3.7.

⁶⁸ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12), p.9.

⁶⁹ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課男女共同参画学習室「「生命（いのち）の安全教育」の普及に向けて」（令和7年度「生命（いのち）の安全教育」教材改訂オンライン説明会）pp.2-3. <https://www.mext.go.jp/content/20260326-mxt_kyousei02-000014005-016.pdf>

⁷⁰ 「時代遅れの「性教育」 子どもの認識難しく 性の知識 十分に教えず」『東京新聞』2023.11.6.

⁷¹ 「松本洋平文部科学大臣記者会見録」2026.3.31. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00680.html>

⁷² 「「生命の安全教育」広がり課題」『朝日新聞』2026.3.20; 「性の知識 学校で堂々と教えられる環境を 「生命の安全教育」 埼玉医科大・高橋幸子助教に聞く」『朝日新聞』2024.1.14; 伊藤修毅「「生命（いのち）の安全教育」の背景と課題」『たのしい体育・スポーツ』325号, 2022秋, pp.48-53.

のち)の安全教育教材」を活用している学校の割合は32.8%にとどまる⁷³。

2 ルールの策定

(1) SNS 利用

教員と児童生徒間での SNS 等を用いた私的なやり取りは、児童生徒に対する性暴力のきっかけとなる場合がある⁷⁴。文部科学省は、令和 3 (2021) 年の通知で、教員が児童生徒と SNS 等を用いて私的なやり取りを行ってはならない旨を、指針等によって明確化することを教委に求めている⁷⁵。令和 7 (2025) 年 10 月時点の文部科学省の調査によれば、全ての都道府県及び政令指定都市が SNS での児童生徒との業務外の私的なやり取りを禁止していた⁷⁶。一方で、業務に必要な連絡と私的なやり取りとの線引きが困難との指摘もある⁷⁷。

(2) 端末及び撮影データの管理

令和 7 (2025) 年の共有事件では、教員が学校内において、私物のスマートフォン等や学校所有のデジタルカメラで児童の盗撮を行っていた⁷⁸。基本指針は、令和 8 (2026) 年 4 月の改訂で、教員が私的な端末で児童生徒を撮影することがないようにすること、学校の端末で撮影した場合でも児童生徒の画像を許可なく学校外に持ち出すことがないようにするなど、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化することが必要とした⁷⁹。都道府県及び政令指定都市の計 67 自治体を対象にした令和 7 (2025) 年 10 月時点の文部科学省の調査によれば、60 自治体が端末利用やデータ管理についてのルールを策定しており、残りの 7 自治体も同年度内に策定予定としている⁸⁰。一方で、私的端末の学校内での使用を制限・禁止することで、緊急時の連絡や学校行事等での撮影といった教員の業務に支障が出る場合があるとされる⁸¹。

3 校内環境の整備

(1) 校内点検

基本指針は、他の教員や児童生徒の目が行き届きにくい環境を減らすことが重要としており、教委や学校は、空き教室等の校内の死角をなくす取組を進めている⁸²。また、基本指針は、令和

⁷³ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(令和 5 年度実績)」p.65. <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/data/r05/ope_dev05-3.pdf>

⁷⁴ 「教職員 児童生徒 不適切な関係 SNS が「温床」」『朝日新聞』(愛知版)2025.3.30.

⁷⁵ 「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について(通知)」(3 文科初第 45 号)2021.4.9, p.7. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt_syoto01-000011607_01.pdf>

⁷⁶ 「2-5-4. 児童生徒性暴力等を予防するための取組状況について(令和 7 年 10 月 1 日現在)」文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」<https://www.mext.go.jp/content/20251217-mxt_syoto01-000046407_39.pdf>

⁷⁷ 内田良「学校をカエル 第 14 回 教員の SNS 利用」『内外教育』6911 号, 2021.5.11, pp.4-5; 「部活動の事務連絡で懲戒処分... どう思う? 生徒と先生の SNS 専門家に聞くと...」2023.2.5. TBS NEWS DIG ウェブサイト <<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/rcc/300438>>

⁷⁸ 『朝日新聞』2025.6.28 前掲注(2); 『読売新聞』前掲注(2)

⁷⁹ 「「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行後 3 年見直しについて」前掲注(50), p.6; 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12), p.11.

⁸⁰ 「2-5-4. 児童生徒性暴力等を予防するための取組状況について(令和 7 年 10 月 1 日現在)」前掲注(76); 「性加害、教員処分 281 人 DB 記録なし 280 人 被害防止に壁 24 年度、文科省公立校調査」『毎日新聞』2025.12.23.

⁸¹ 「教員の盗撮対策 模索」『朝日新聞』2026.4.11; 「公用スマホ 教員戸惑い 名古屋市 学校で私用禁止 1 年 他自治体で支給の動き 「長時間勤務はらむ」」『毎日新聞』(愛知版)2026.7.23.

⁸² 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12), p.11; 「教員わいせつ 「死角」なくせ」『読売新聞』2025.7.18; 「教員性暴力 初犯どう防ぐ」『日本経済新聞』2025.7.24.

8 (2026) 年 4 月の改訂で、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検や整理整頓を行い、盗撮目的のカメラを設置できない環境にしていくことが重要とした⁸³。令和 7 (2025) 年の共有事件を受けて、隠しカメラの探知機器を導入して、学校の点検に活用する例も相次いでいる⁸⁴。

(2) 防犯カメラの設置

こども性暴力防止法施行ガイドラインは、児童等への性暴力の未然防止に防犯カメラの活用が有効としており、基本指針は、各学校の実情に応じてカメラの設置や活用の判断が行われるものとしている⁸⁵。不審者侵入防止等のために校門や昇降口に防犯カメラを設置する学校は少なくないが⁸⁶、近年の教員による学校内での盗撮事件の発生を受けて、校舎内にカメラを設置することを検討する自治体が増えている。令和 7 (2025) 年、茨城県や愛知県みよし市は、教室等への出入りが確認できる廊下に防犯カメラを設置する方針を示した⁸⁷。校舎内への防犯カメラの設置については、性暴力事案の抑止や事案発生後の証拠能力の観点から効果的とする意見がある一方で、個人情報やプライバシーの保護、教職員や児童生徒への心理的圧迫、カメラや映像の管理の負担や悪用の可能性等の観点から懸念する意見がある⁸⁸。こども性暴力防止法施行ガイドラインにおいては、上記の懸念のような観点にも配慮しながら、防犯カメラの設置・運用に必要なルールについて関係者間で合意しておくことが重要とされている⁸⁹。

おわりに

教員採用時に過去の性暴力の処分歴・犯歴を参照する仕組みは、再犯防止に効果があると考えられるが、確認対象者の人権との関係、実効性及び事務負担等に課題も指摘されている。したがって、教員による児童生徒に対する性暴力の防止のためには、研修・啓発やルールの策定、校内環境の整備等の施策と併せた総合的・多角的な予防策が求められる。また、予防策を講じたとしても、万が一性暴力事案が発生した際に迅速・適切に対応するため、被害発生を前提とした施策（事案の早期発見の仕組みや相談体制の構築等）も同様に重要である。

⁸³ 「「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行後 3 年見直しについて」前掲注(50), p.6; 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」同上, p.11.

⁸⁴ 「隠しカメラ探知機配備へ 道教委 教員の盗撮事件受け」『読売新聞』（北海道版）2025.10.9; 「学校での盗撮「抜き打ち」で防ぐ」『朝日新聞』（横浜川崎版）2025.11.1; 「盗撮カメラ探知機 配備へ 県教委 県立学校全 75 校舎」『読売新聞』（三重版）2025.11.20 等。

⁸⁵ こども家庭庁 前掲注(32), pp.120-121; 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」前掲注(12), p.11.

⁸⁶ 令和 5 (2023) 年度の文部科学省の調査によれば、全国の学校の 64.6%が不審者侵入防止対策として、防犯カメラを設置している（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 前掲注(73), p.133.）。

⁸⁷ 「教員の性加害防止へ模索 学校に防犯カメラ こども家庭庁が推奨案」『朝日新聞』2025.9.13; 「全県立高に防犯カメラ 教職員の盗撮など抑止」『朝日新聞』（茨城版）2025.10.17.

⁸⁸ 「防犯カメラ 学校は慎重」『中日新聞』2025.10.2; 「教員性暴力対策 防犯カメラ 容認だけど… 悩む現場」『中日新聞』2025.10.2; 「防犯カメラ「抑止力に」 子のプライバシー懸念も」『読売新聞』（愛知版）2025.10.31.

⁸⁹ こども家庭庁 前掲注(32), pp.120-121.

別表 官報情報検索ツール・特定免許失効者管理システム（教員免許 DB）・特定性犯罪の犯歴確認（日本版 DBS）の比較

	官報情報検索ツール	教員免許 DB	日本版 DBS
法的根拠	なし（行政サービス）	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（わいせつ教員対策法）第 7 条第 1 項	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）第 4 条及び第 26 条等
制度開始	平成 30（2018）年 7 月	令和 5（2023）年 4 月	令和 8（2026）年 12 月
確認主体	使用を希望する教員採用権者	全ての教員採用権者	全ての学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者
確認対象	教員	教員	業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の 3 要件を満たす者（教員に加えて、スクールカウンセラーや部活動指導員等も対象）
確認時点	内定前	内定前	内定後及び現職者
データ更新頻度	年 4 回	都度（各教員免許失効等の翌営業日までに都道府県教委が記録を行う。）	都度（法務省が記録）
データの対象期間	過去 40 年分（40 年間を経過した情報は削除）	少なくとも 40 年分（昭和 58（1983）年 4 月 1 日以降分）	拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から 20 年 拘禁刑（執行猶予）：裁判確定日から 10 年 罰金：刑の執行終了等から 10 年
入力事項	氏名	氏名、生年月日等	氏名、生年月日、本籍（確認対象者本人が戸籍抄本等を提出）
確認主体が得る情報	官報に公告された教員免許の失効等の情報 ・氏名 ・本籍地 ・免許状の種類 ・免許状の授与権者 ・免許状の番号 ・免許状の授与年月日 ・免許状の失効等年月日 ・免許状失効等の事由 ・免許状失効等の理由の別（懲戒免職・解雇の場合。令和 3（2021）年 4 月 1 日以降のみ）	児童生徒性暴力により教員免許が失効等になった者の情報 ・氏名 ・本籍地 ・免許状の種類 ・免許状の授与権者 ・免許状の番号 ・免許状の授与年月日 ・免許状の失効等年月日 ・免許状失効等の事由 ・免許状失効等の理由の別（同左） ・失効等の原因となった児童生徒性暴力等の類型（わいせつ教員対策法第 2 条第 3 項各号）	犯罪事実確認書の記載情報（特定性犯罪の犯歴がある場合） ・特定性犯罪の区分（拘禁刑（服役）、拘禁刑（執行猶予）又は罰金） ・特定性犯罪の裁判確定日（特定性犯罪の犯歴がない場合） ・特定性犯罪の犯歴がない旨
情報管理	利用する者は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）や条例等に基づき、情報管理を徹底することが求められる。	利用する者は、個人情報保護法に基づく安全管理措置を講じることが求められる。同法違反の事案については罰則が科される。	こども性暴力防止法で、情報管理措置に関する内容が規定されている。故意に当該規定に違反した場合、同法に基づき罰則が科される。

（出典）「官報情報検索ツールと特定免許失効者管理システムの比較」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_03.pdf>; 「ガイドライン事項の主な論点⑧（安全確保措置②（犯罪事実確認）」（こども性暴力防止法施行準備検討会（第 10 回）資料 2）2025.11.21, pp.7, 11. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ffef8802-086f-4942-bf3a-727930f07ca7/63743bbf/20251121_councils_koseibo-jumbi_ffef8802_04.pdf> 等を基に筆者作成。